

その2 知的財産権及び発明の種類と効果

産学連携・知的財産本部

知的財産アドバイザー 田中 義行

(2007.4～2009.3)

今回は知的財産権の種類について紹介し、その次に発明の種類について説明します。

【I】知的財産権の種類

知的財産権の大きな枠組みの中では、特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、植物新品種、回路配置権、商号権などがありますが、本学では主として特許権、実用新案権、商標権、著作権などが関係するものでしょう。

これら4種の権利について簡単に説明しますと、下表のようになります。

種類	内容	適用法	権利期間の終期
特許権	自然法則を利用した技術的思想	特許法	出願日から20年 ^{※1}
実用新案権	物品の形状・構造・組合せ	実用新案法	出願日から10年 ^{※2}
商標権	商品、サービス(医療も含む)に使用する名称、マーク	商標法	登録日から10年(更新可能)
著作権	独創性のある文芸、美術、音楽など	著作権法	50年 ^{※3}

(※1: 医薬、農薬は5年延長可) (※2: 無審査登録) (※3: 開始は著作権等の種類により異なる)

本学の学術研究機関としての活動から生まれるものは特許権、実用新案権が多いでしょう。また、医療機関としての活動やベンチャー企業設立に関するものとして商標も考えられます。

【註】特許権、実用新案権及び商標権は絶対的対世権であり、権利の対象である特許発明、登録実用新案及び登録商標は他人が権限なく使用することはできません。独自に開発したものでも禁止されます。ここで議論になるのは同一性です。これに比べると著作権は相対的であり、独自に創造したものであれば他の著作物と同一であっても問題ありません。著作権で議論になるのは「盗作」かどうかということになるわけです。

この中で最も本学に関係するものは特許権であると思われます。特許権の効力は「**特許権者以外のもものが特許発明を実施することを禁止する**」ことができることです。このように他人の実施を禁止できる強力な権利ではありますが、**自分が実施できることを保証するものではありません**。従って企業においては、研究を開始する前に障害となる他人の特許が存在しないかどうか十分に調査しますし、研究が完成して事業化するときは再度徹底的に調査します。万が一事業化後に障害特許が発見されると投入した資源が無駄になるからです。

特許権の効力がそのようなものでありますから、特許出願するときはその効果が最も発揮される明細書を作成すべく工夫することになります。(これは弁理士が手助けします。)

この **禁止効力の範囲は特許請求の範囲によって決定されます** が、その対象行為は発明の種類(形式)によって変わりますので、以下それについて説明します。

【II】発明の種類と禁止行為

特許法上発明は下表の 3 カテゴリー(類型)に分類されており、特許されるとそれぞれ以下の実施行為に対して排他権を行使できます。

	発明の種類	禁止できる実施行為
①	物の発明	その物の生産、使用、譲渡、輸出入、など
②	方法の発明	その方法の使用
③	物を生産する方法の発明	その方法の使用、その方法により生産された物の使用、譲渡、輸出入、など

物の発明 としては、本学では「医薬」、「遺伝子」、「抗体」、「医療器具」、「医療補助道具」、「健康食品」、「実験動物」、「研究用試薬」など研究の周囲で色々のものが考えられます。これらは特許を取る上において法律上の制限はありません。また「物」はそれが市場で流通すれば通常は手に入れることができます。従って他人が特許発明を権原なく「生産、使用、譲渡、輸出入など」すれば容易に確認でき、侵害を排除できます。

このような観点から出来るだけ「物の発明」として特許(**物質特許** といいます)をとることが好ましいのです。

方法の発明 としては、本学では「治療方法」、「診断方法」、「集団検診方法」、「病原菌の分類方法」、「最適投薬の選定方法」、「テーラーメイド医療方法」、「発病リスクの算定方法」、「企業における健康管理方法」、「治療費の計算方法」、「カルテの管理方法」などが考えられます。

日本においては「**人間を手術、治療又は診断する方法**」はいわゆる「**医療行為**」として特許の対象から除外されています。この除外は、医者が直接人体に対峙して行う行為を対象としているのであり、例えば診断に関する方法でも「人間から採取したもの(例:血液、尿、皮膚、髪の毛、細胞、組織)を処理したり、分析したりして診断に利用する」場合は、医者の診断の前段階としてのデータ収集・解析の方法として特許の対象となります。このように上記各種の方法の発明はそのまま、或いは何らかの工夫をすることで特許の対象としての発明とすることができますから、積極的に特許相談されることを望みます。

しかも欧米、特に米国において医療行為全般の特許性が認められていることから、日本においても内閣府等の下で医療行為の特許性に関して検討する専門調査会等が 2003 年～2004 年に開催され、企業などから特許性を認めるべきとの意見が寄せられています(知財管理 Vol.55 No.1 p41 2005 及び Vol.56 No.11 p1723 2006)ので、現在は否定されていてもいずれは特許性が認められるようになると予想されます。

このようなわけですから、本学のあらゆる活動領域で特許を取れる発明はないかももう一度検討されることを強く希望いたします。

(2007年7月)